

## 鹿 児 島 県 公 報

平成29年 5 月 26 日（金）第3317号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- |                               |              |   |
|-------------------------------|--------------|---|
| ○歳入の徴収事務の委託                   | （生活・文化課取扱い）  | 1 |
| ○保安林の指定予定（2件）                 | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○保安林の指定の解除                    | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止         | （社会福祉課取扱い）   | 3 |
| ○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件）       | （社会福祉課取扱い）   | 3 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止       | （介護福祉課取扱い）   | 4 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止     | （介護福祉課取扱い）   | 4 |
| ○種畜証明書の有効期間の延長                | （畜産課取扱い）     | 4 |
| ○公共測量の実施                      | （監理課取扱い）     | 4 |
| ○道路の区域の変更                     | （道路維持課取扱い）   | 4 |
| ○道路の供用の開始                     | （道路維持課取扱い）   | 5 |
| ○歳入の徴収事務の委託                   | （管財課取扱い）     | 5 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（2件） | （大隅地域振興局取扱い） | 5 |
|                               | （大島支庁取扱い）    | 5 |
| <b>公 告</b>                    |              |   |
| ○落札者等の公告                      | （管財課取扱い）     | 6 |
| <b>選 挙 管 理 委 員 会 告 示</b>      |              |   |
| ○政治資金規正法第17条第2項に該当する政治団体の公表   | （選挙管理委員会取扱い） | 6 |
| <b>人 事 委 員 会 規 則</b>          |              |   |
| ○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）  | （職員課取扱い）     | 7 |
| <b>公 安 委 員 会 公 告</b>          |              |   |
| ○警備員等検定合格者審査実施公告              | （生活安全企画課取扱い） | 7 |

## 告 示

## 鹿児島県告示第670号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成29年 5 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 歳入の種類

鹿児島県歴史資料センター黎明館<sup>れい</sup>の設置及び管理に関する条例（昭和58年鹿児島県条例第6号）別表第1に定める入館料及び同条例第6条第2項の規定により知事が別に定める額の入館料

## 2 委託の相手方

鹿児島市住吉町1番3号  
株式会社芙蓉商事

## 3 委託期間

平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月 31日まで

### 鹿児島県告示第671号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年 5 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
霧島市国分川原字坂下4093番から4095番まで、4096番1、4097番1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字坂下4093番から4095番まで、4096番1・4097番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第672号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年 5 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
霧島市国分川内字野平1800番
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第673号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年 5 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
大島郡知名町大字下城字石増132番 7, 132番 8
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## 鹿児島県告示第674号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 5 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	廃止年月日
福岡医院	指宿市開聞十町2758番地	平成29年 3 月 31 日
クオラクリニックあいら	始良市西餅田2300番地 1	平成29年 3 月 31 日
フタヤ薬局	日置市伊集院町下谷口2420番地 1	平成29年 3 月 31 日
あじさい薬局	出水市六月田町363番地	平成29年 3 月 31 日
吉松温泉医院	始良郡湧水町般若寺1478番地	平成29年 3 月 31 日

## 鹿児島県告示第675号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成29年 5 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

名 称	所 在 地	指定年月日
めばえ薬局	始良市東餅田510番地 7	平成29年 3 月 1 日
日置市診療所	日置市日吉町日置1150番地 1	平成29年 4 月 1 日
スマイル薬局出水店	出水市六月田町363番地	平成29年 4 月 1 日

## 鹿児島県告示第676号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

平成29年 5 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

氏 名	住 所	指定年月日	施術の種類
濱田尚紀	K BODY整骨院始良院 始良市西餅田164番地 6	平成29年 3 月 1 日	柔道整復
日高清丸	KEiROW霧島ステーション 霧島市隼人真孝177番地 7	平成29年 3 月 15 日	あん摩マッ サージ指圧
上野俊策	あいらリハビリ治療院 始良市平松5620番地 4	平成29年 4 月 1 日	あん摩マッ サージ指 圧, はり, きゅう

鬼ヶ原信男	からだ元気治療院鹿屋店 鹿屋市下祓川町2045番地 5 エピテラス01号	平成29年 4 月 3 日	はり, きゅ う
-------	---	------------------	-------------

## 鹿児島県告示第677号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 5 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所ふれんどさくら郷	霧島市霧島田口 2280番地24	学校法人南学園	鹿児島市田上八丁目21番3号	南 正義	平成29年 5 月 31 日	居宅介護支援

## 鹿児島県告示第678号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 5 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所介護事業所ふれんどさくら郷	霧島市霧島田口 2280番地24	学校法人南学園	鹿児島市田上八丁目21番3号	南 正義	平成29年 5 月 31 日	介護予防通所介護

## 鹿児島県告示第679号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、現在交付している種畜証明書で、有効期間内に同法第4条第1項の検査を行うことができないものについては、同法第6条第2項の規定に基づき有効期間を6箇月以内に限り延長する旨通報があった。

平成29年 5 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第680号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 5 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 平成29年2月23日から平成30年7月31日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市、東串良町及び肝付町

## 鹿児島県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年5月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 5 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	下手山田帖佐線	始良市下名字六ノ坪1097番	前	6.7~32.5	503.4
		1地先から同市下名字西田	後	6.7~32.5	503.4
		24番4地先まで	後	10.3~33.7	509.4

## 鹿児島県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年5月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 5 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	下手山田帖佐線	始良市下名字敷田1058番17地先から同市下名字西田24番4地先まで	平成29年 5月26日

## 鹿児島県告示第683号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成29年 5 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 歳入の種類  
鹿児島県財産に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第12号）別表に定める使用料
- 2 委託の相手方  
鹿児島市新屋敷町26番地8  
株式会社ガードシステム鹿児島
- 3 委託期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

## 大隅地域振興局告示第15号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年 5 月 26 日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ワークセンター 藤の森	志布志市有明町 野神3935番3	特定非営利活動 法人愛訪会	志布志市有明町 蓬原321番地7	諏訪 直文	平成29年 3月30日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス

## 大島支庁告示第9号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年 5 月 26 日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ぼてと	大島郡知名町大字住吉2438番地	特定非営利活動法人おきえらぶ子どもリハビリサポートセンター	大島郡知名町大字瀬利覚2050番地10シーサイドハイツB棟2F	内山 将哉	平成29年 3月31日	放課後等 デイサービス

## 公 告

### 落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年 5 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
複写機用再生紙（A4判） 9式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 落札者を決定した日  
平成29年 3 月 22 日
- 落札者の氏名及び住所並びに落札金額
  - トッパン・フォームズ株式会社鹿児島営業所  
鹿児島市住吉町12番11号  
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,195.56円（鹿児島市地区分）、1,195.56円（南薩地区分）
  - 株式会社文友社  
薩摩川内市大小路町8番15号  
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,185.84円（日置・串木野地区分）、1,155.6円（薩摩地区分）、1,155.6円（始良・伊佐地区分）、1,501.2円（熊毛地区分）
  - 株式会社六宝堂  
鹿屋市西原4丁目10番20号  
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,177.2円（曾於地区分）、1,177.2円（肝属地区分）
  - 有限会社鹿児島事務機商会  
鹿児島市甲突町12番18号  
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,836円（大島地区分）
- 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日  
平成29年 2 月 7 日

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第9号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成29

年 4 月 1 日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

平成29年 5 月 26 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
荒木博武後援会	兵頭 昌明	塚田 浩二	熊毛郡屋久島町宮之浦2401
市ヶ谷たかし後援会	永屋 雅章	井戸 靖裕	志布志市有明町野神3400
大園ふじゆき後援会	大園 藤幸	大園 大樹	垂水市市木956番地17号
かめこうとしひろ後援会	外薮 市蔵	亀甲 郁子	南九州市川辺町上山田571-2
桐原たくま後援会	香川 紀征	桐原 択郎	霧島市霧島田口1807
桐原たくま政治経済研究会	桐原 琢磨	豊純 輝	霧島市霧島田口1807
楠元やすひろ後援会	楠元 康博	楠元 照子	出水郡長島町蔵之元2306番地
試験制度を透明化し植民地化を防ぐ会	武田 信弘	武田 信弘	指宿市十二町4084-3
ほうが隆男後援会	稲田 登	櫛山 紀男	始良市加治木町反土2709-1
前徹志後援会	四本 博一	福宮 善秀	大島郡伊仙町阿三2222-3
柚木しげき後援会	山中 睦美	柚木 まゆみ	南九州市知覧町西元8459番地1

## 人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 5 月 26 日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

### 鹿児島県人事委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「公室長 部長」を「部長」に、「局長 医療審議監」を「局長 明治維新150周年総括監 医療審議監」に、「次長 交通政策総括監 世界文化遺産総括監」を「次長」に、「知事秘書監 政策調整監」を「総括秘書官 人事調整監」に、「資源管理監 土木部参事（土木行政担当）」を「資源管理監」に、「秘書監補」を「知事秘書官」に、「予算係長」を「調整係長 予算係長」に、「主管課の総務係長」を「総務係長」に、「主管課の総務係又は」を「総務係又は」に、「総務管理課長 果樹部長」を「総務管理課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公安委員会公告

警備員等検定合格者審査実施公告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第6条の規定により、鹿児島県公安委員会が行う審査（学科試験及び実技試験を受験する者に限る。以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

平成29年 5 月 26 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

1 検定合格者審査の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

- (1) 空港保安警備業務に係る 1 級の検定合格者審査  
検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。）第 1 条第 1 項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第 2 項に規定する 1 級に係るもの（以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者
  - (2) 空港保安警備業務に係る 2 級の検定合格者審査  
空港保安警備に係る旧 1 級検定又は旧検定であって旧規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級に係るもの（以下「旧 2 級検定」という。）に合格した者
  - (3) 施設警備業務に係る 1 級の検定合格者審査  
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
  - (4) 施設警備業務に係る 2 級の検定合格者審査  
常駐警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
  - (5) 交通誘導警備業務に係る 1 級の検定合格者審査  
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
  - (6) 交通誘導警備業務に係る 2 級の検定合格者審査  
交通誘導警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
  - (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査  
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（次号において「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
  - (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 2 級の検定合格者審査  
核燃料物質等運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
  - (9) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査  
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
  - (10) 貴重品運搬警備業務に係る 2 級の検定合格者審査  
貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
- 2 検定合格者審査の申請の対象者  
検定合格者審査は、次に掲げる条件のいずれも満たさない者について行う。
- (1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して 1 年以上であるもの
  - (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧規則第12条第 1 項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して 1 年以上であるもの
- 3 検定合格者審査の実施日時及び場所
- (1) 実施日時  
平成29年 6 月 29 日（木）午前 9 時から午後 1 時までとする（午前 8 時 30 分までに当該旧検定合格証を持参の上、鹿児島県警察本部 1 階正面玄関ロビーに集合すること。）。
  - (2) 実施場所  
鹿児島県警察本部 3 階中会議室（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）
- 4 検定合格者審査の方法
- (1) 1 級の検定合格者審査
    - ア 学科試験
      - イ 科目
        - a 警備業務に関する基本的な事項
        - b 法令に関すること。
        - c 警備業務の実施に関すること。
        - d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。



- (イ) 問題数  
10問
  - イ 実技試験
    - (ア) 科目  
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
    - (イ) 内容  
徒手の護身術の基本動作を2種類実施
  - (2) 2級の検定合格者審査
    - ア 学科試験
      - (ア) 科目
        - a 警備業務に関する基本的な事項
        - b 法令に関すること。
        - c 警備業務の実施に関すること。
        - d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
      - (イ) 問題数  
10問
    - イ 実技試験
      - (ア) 科目  
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
      - (イ) 内容  
徒手の護身術の基本動作を1種類実施
  - (3) 各級とも学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
- 5 提出書類
- (1) 検定規則に規定する審査申請書（検定規則別記様式。以下「審査申請書」という。）  
1通
  - (2) 住所地を疎明する書面（鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧規則第8条の規定に基づく合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けた者で、県内に居住するものに限る。） 1通
  - (3) 営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けた者で、県内の営業所に属する警備員に限る。） 1通
  - (4) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1葉
  - (5) 旧検定合格証の写し 1通
  - (6) 審査手数料 4,700円（4,700円分の鹿児島県収入証紙を審査申請書に貼付して提出すること。）  
なお、審査申請書を受け付けた後は、審査手数料は返還しない。
- 6 申請先
- 申請先については、次に掲げるとおりとする。
- (1) 県内に居住し、県内の営業所に属する警備員  
住所地又は営業所の所在地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
  - (2) 県内に居住し、県外の営業所に属する警備員  
住所地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
  - (3) 県外に居住し、県内の営業所に属する警備員  
営業所の所在地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
  - (4) 県外に居住し、県外の営業所に属する警備員で、鹿児島県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けているもの  
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- 7 申請方法

受審者本人が6の申請先に直接持参により、平成29年6月12日（月）から同月16日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに行うこと。

なお、受審希望者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。

8 合格者の発表及び成績証明書の交付

- (1) 合格者の発表は、検定合格者審査当日、検定合格者審査の実施場所において行う。
- (2) 検定合格者審査当日、合格者には検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

9 その他

受審希望者は、1の(1)から(10)までの検定合格者審査のうち、いずれかの審査についてのみ申請することができる。

10 審査に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター  
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）